

入札説明書

1 入札に付する事項

- (1) 件名 自動販売機設置の用に供するための行政財産の貸付け
- (2) 貸付場所、面積及び設置台数 別添仕様書のとおり
- (3) 貸付条件等 別添仕様書のとおり
- (4) 貸付期間 令和7年5月1日から令和10年3月31日までとする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の自動販売機の設置に係る一般競争入札参加資格を取得した者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 公告の日から開札の日まで宮城県から物品調達等の入札参加制限措置を受けていない者であること。
- (4) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する措置要件に該当しない者であること。

3 契約条項を示す場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間
 - ア 場所 4(4)に示す場所に同じ。
 - イ 期間 令和7年3月21日（金）から令和7年4月10日（木）まで
ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に定める休日を除く。
- (2) 入札及び開札の日時、場所等
 - ア 日時 令和7年4月15日（火） 午前10時30分から
 - イ 場所 宮城県警察本部2階 202会議室

※ 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。

4 質問事項

- (1) 提出方法
一般競争入札説明書等に関する質問書（様式1号）を電子メール又はファクシミリで提出するものとする。
- (2) 受付期限
令和7年3月21日（金）から令和7年4月4日（金）まで
- (3) 回答方法
質問事項に関する回答は、随時、宮城県警察ホームページ内に掲載する。
- (4) 問合せ先
〒980-8410 仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県警察本部総務部装備施設課管財係

電話番号：022-221-7171

F A X：022-221-7211

電子メール：so-kaik.4-1@mail.police.pref.miyagi.jp

5 入札書の提出方法

- (1) 入札書は、指定の入札書（様式2号）に必要とする事項を記載し、3(2)に示す日時及び場所へ持参すること。
- (2) 郵便、電報、電送その他の方法による入札は認めない。
- (3) 代理人が入札書を持参する場合は委任状（様式3号）を持参すること。
- (4) 入札書には入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名の記載並びに代表者の押印をすること。また、代理人が入札する場合の入札書には、入札者の住所、商号又は名称及び代表者職・氏名のほかに当該代理人であることの表示、当該代理人の氏名の記載及び押印をすること。

6 入札金額

- (1) 入札書には**貸付期間（令和7年5月1日から令和10年3月31日まで）の総額**を記載すること。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税及び地方消費税に相当する額を控除した金額を入札書に記載すること。

7 開札等

- (1) 開札は3(2)で指定する日時及び場所で行う。
- (2) 開札は入札者又はその代理人を立ち合わせて行うものとする。
- (3) 開札の結果、予定価格以上の入札者がいないときは直ちにその場所において再度入札に付すことができるものとする。

8 入札者に要求される事項

入札者は、開札日の前日までに提出した書類に関し宮城県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

9 入札心得

- (1) 入札者は仕様書等、契約の方法及び入札の条件等を熟知の上入札しなければならない。
- (2) 入札書は所定の日時及び場所に本人が出席して入札書を提出することを原則とするが、都合のあるときはこの限りではない。
- (3) 入札者は代理人に入札させるときは、物件番号ごとにその委任状を持参させ、確認を受けなければならない。
- (4) 入札者又はその代理人は、当該入札に付する他の入札者の代理をすることができない。
- (5) 入札者は次の各号の一に該当する者を入札代理人にすることができない。
 - イ 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ロ 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合（談合）した者
 - ハ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ニ 契約の適正な履行の確保又は給付の完了をするための必要な監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ホ 正当な理由がなく契約をしなかった者
 - ヘ 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (6) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。
- (7) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。
- (8) 入札者又はその代理人は、入札書を一度提出した後は、開札の前後を問わず書換え、引換え又は撤回することができない。
- (9) 入札者は県警察のホームページ等に落札決定金額及び設置者名を掲載することに同意したものとみなす。

10 入札保証金

免除とする。

11 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

12 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札

- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 金額以外の訂正であって、訂正箇所に訂正の押印をしていない入札
- (7) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (8) 同一人が同一事項に対して2通以上の入札をし、その前後を判別することができない入札又は後発の入札
- (9) 明らかに不正によると認められる入札
- (10) その他入札に関する条件に違反した入札

13 落札者の決定方法

- (1) 宮城県が定める予定価格以上で最高の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出した者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。
- (3) 入札者がいない場合又は再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第167条の2第1項第8号の規定により随意契約をすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

14 契約書等の作成等

- (1) 別添契約書により行うものとする。
なお、契約の際は、暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出するものとする。
- (2) 落札決定後、財産を所管する課所等から送付される契約書により7日以内に契約を締結しなければならない。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第234条第5項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (4) 落札者が(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

15 契約保証金

財務規則（昭和39年宮城県規則第7号）第113条及び第114条の規定による。

16 貸付料の納付

各年度、宮城県が発行する納入通知書により一括納付すること。

17 その他

貸付場所については仕様書別図のとおりであるが、調査の必要がある場合は別紙「貸付場所に関する参考データ」を参考とし、記載の連絡先に連絡し訪問すること。